

平成30年司法試験における厳正な合格判定を求める会長声明

- 1 平成30年度の法科大学院志願者数（延べ人数）は8,058名（前年度比102名減）、法科大学院入学者数は1,621名（同83名減）に、同年の司法試験出願者数は5,811名（同905名減）、司法試験受験者数は5,238名（同729名減）にまで落ち込んだ。

ピーク時には、法科大学院志願者数が72,800名（平成16年度。延べ人数）、法科大学院入学者数が5,784名（平成18年度）、司法試験出願者数が11,891名（平成23年）、司法試験受験者数が8,765名（平成23年）であったことを考えると、上記のとおりの方曹志願者の減少は激減というべき状況にある。

このような法曹志願者激減の原因については、法科大学院修了を受験資格要件としたことで多額の学費や時間的コストを要することになった反面、司法試験合格者の多くが進路として選択する弁護士について、現実の法的需要を無視した弁護士数の過剰増員による弁護士の職業的魅力の低下、将来への不安等が生じていることが背景に存在するものと考えられる。弁護士となる資格を取得しても、将来に不安がつきまとうといった現在の制度設計では、有為な人材が法曹、ことに弁護士という職業を敬遠することは必然的な現象である。

- 2 司法は国民の権利義務や社会正義に深く関わるものであり、その司法を担う法曹の質の維持・向上は国民にとって重大な課題・要請である。現状のように法曹志願者の母数が激減すれば、その中の有為な人材の絶対数が減少することは道理であり、法曹の質の確保にも懸念が生じる。

法曹養成制度改革推進会議は、平成27年6月、司法試験の合格者数を年間1,500人程度以上とする検討結果を取りまとめた。しかし法曹志願者自体が激減している現状の下で、単に上記方針通りの合格者数を確保するために合格ラインが下げられてしまうのであれば、司法試験に本来要請される選抜機能は大きく損なわれ、合格者の質を制度的に担保できない事態も想定される。このような事態は、上記取りまとめにおいて示されている「輩出される法曹の質の確保を考慮」すべき、との方針にも反することとなる。現に、平成29年の司法試験については、受験者数、合格率、全受験者の総合点の中央値及び合格最低点等のデータの過

去3年間との比較結果等から見て、合格判定において、上記取りまとめとしての「1,500人程度」以上に拘泥し、合格ラインが意図的に引き下げられた可能性が高く、政府が、法曹の質の確保という市民に対する国の重大な責務を軽視した疑義が生じている（当会の平成29年10月20日付「平成29年司法試験合格発表についての会長声明」）。

司法試験の合格判定は、目標とされた数ありきでなされてはならず、従前にも増して、司法を担う法曹の質の維持・向上という本質的要請をふまえ、厳正に行われなければならない。

- 3 以上から、当会は平成30年司法試験の合格判定にあたって、1,500人程度以上とされる合格者数の確保に拘泥せず、司法を担う法曹の質の維持・向上の要請をふまえた厳正な合格判定が行われることを強く求める。

平成30年7月7日

長野県弁護士会

会 長 金 子 肇

